

## 公衆衛生修学資金貸与について

## 公衆衛生修学資金貸与法（昭和 32 年法律第 65 号）

## 1 公衆衛生修学資金貸与法の目的

医学又は歯学を専攻する者に修学資金を貸与することを通じて、保健所において公衆衛生行政に従事する医師又は歯科医師たる職員の充実を図ることを目的とする。（法第 1 条）

## 2 公衆衛生修学資金貸与制度の概要

(1) 対象者 大学の医学部及び歯学部において医学又は歯学を専攻する学生であって、将来保健所に勤務しようとする者（法第 2 条）

## (2) 貸与方法（法第 3 条）

ア 貸与期間 貸与の契約に定められた月から、大学を卒業する日の属する月まで

イ 貸与月額 政令で定める額（施行令第 1 条）

50,000 円（平成 11 年度改定額）

## (3) 返還の債務の当然免除（法第 7 条）

ア 大学卒業後、直ちに保健所に勤務し、かつ、下記の①及び②の条件を満たした者

① 医師又は歯科医師となった後の在職期間が、3 年以上、かつ貸与期間の 1.5 倍に達すること

② 保健所職員となったときから 2 年以内に医師又は歯科医師となること

イ 在職期間中における公務による死亡等

ウ ア及びイのほか、在職期間が貸与期間の 1.5 倍に達しない場合においても、3 年以上あるときは、一部を返還免除できる等の裁量免除制度がある。（法第 9 条）

## (4) 返還方法（法第 8 条）

ア 貸与期間の 2 分の 1 の期間内に月賦又は半年賦により返還する。（施行令第 5 条）

イ 期日までに返還しなかった場合は、年利 14.5% の延滞利息が生じる。

（法第 11 条）

平成 13 年度以降、予算計上していないため、貸与は実施していない。

公衆衛生修学生貸与状況

平成15年4月1日現在

年度	予算額		支出済額		新規貸与者数	中途辞退者数	貸与修了者数	就職者数	就職率	備考
	千円	千円	千円	千円	人	人	人	人	%	
32	9,450	7,224			255	2	20	6	30.0	
33	16,425	15,436			60	9	32	17	53.1	
34	16,425	15,468			33	13	57	23	40.4	
35	16,425	15,477			76	8	86	21	24.4	
36	16,425	14,208			81	29	68	25	36.8	
37	16,416	13,173			68	14	73	15	20.5	
38	16,416	11,153			56	12	37	6	16.2	
39	16,416	10,377			42	15	30	7	23.3	
40	16,416	14,288			48	29	32	9	28.1	
41	12,146	11,742			25	18	41	8	19.5	
42	10,272	10,018			41	17	59	19	32.2	
43	7,614	7,452			29	3	41	10	24.4	
44	6,930	6,174			30	5	27	5	18.5	
45	10,080	6,798			37	2	36	7	19.4	
46	7,440	6,696			46	8	35	6	17.1	
47	10,080	6,516			26	1	25	1	4.0	
48	9,324	5,808			11	0	31	4	12.9	
49	7,452	4,572			5	21	16	2	12.5	
50	5,760	4,860			11	1	8	1	12.5	
51	5,940	5,040			9	0	6	2	33.3	
52	6,732	6,528			11	1	9	1	11.1	
53	7,524	7,429			10	1	9	3	33.3	
54	9,792	9,647			12	1	6	1	16.7	
55	11,832	11,832			7	0	17	4	23.5	
56	10,440	10,440			13	0	12	4	33.3	
57	10,440	10,440			12	0	12	3	25.0	
58	10,440	10,440			13	0	10	2	20.0	
59	11,160	11,160			11	0	14	2	14.3	
60	11,160	11,160			14	0	11	1	9.1	
61	10,044	10,044			9	0	8	1	12.5	
62	10,080	10,080			5	0	17	5	29.4	
63	8,820	8,820			14	0	12	2	16.7	
元	8,208	8,208			9	0	8	2	25.0	
2	8,856	8,856			8	0	5	1	20.0	
3	8,856	8,856			6	1	3	1	33.3	
4	8,856	8,856			3	0	8	0	0.0	
5	9,504	9,504			8	0	9	1	11.1	
6	9,504	9,504			9	0	9	1	11.1	
7	10,152	10,152			9	0	7	2	28.6	
8	10,152	9,823			9	0	7	0	0.0	
9	10,584	9,751			7	0	8	0	0.0	
10	10,584	5,880			1	0	5	1	20.0	
11	5,400	5,400			0	0	6	0	0.0	
12	3,600	1,800			0	0	3	0	0.0	
計	447,572	399,890			1,189	211	975	232	23.8	